

笠間焼産地 後継者育成補助金

大学校へ通うために部屋を借りたい 生活支援事業 (住居の家賃補助)

補助対象 笠間市内に住所を有する
笠間陶芸大学校在籍者

対象経費 住居の賃借に
要する費用

補助金額 最大12万円



制作した作品を公募展に出品したい 創作活動支援事業 (作品発表への支援)

補助対象 笠間市内に住所を有する
笠間陶芸大学校在籍者等

対象経費 公募展覧会の
出品料

補助金額 最大1万5千円



独立開業するための環境を整えたい

創業支援事業 (設備購入・工房修繕補助)

補助対象 新規創業者、
他地域から転入する
陶芸家

対象経費

- ・建物または土地付建物購入
- ・ろくろ、窯等の設備購入費
- ・制作施設の修繕費

補助金額 最大50万円



笠間で陶芸家になるための支援制度が充実！

笠間市では、国の伝統的工芸品の認定を受けている笠間焼の担い手育成を推進し、地場産業である笠間焼の振興を図ることを目的として、3つの分野において支援を行っています。

作陶活動を通じて、笠間市を一緒に盛り上げていきませんか？
各種支援に関するご相談をお待ちしております！

詳細は裏面へ ▶▶

問合せ先

笠間市産業経済部
商工課工業グループ

〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号
TEL 0296-77-1101 FAX 0296-77-1146
E-mail shoko@city.kasama.lg.jp

笠間焼産地後継者育成補助金補助内容一覧

補助項目	補助対象者	事業概要	補助内容及び要件	申請時必要書類	報告時必要書類
① 生活支援事業	以下のすべてに該当する方 ①笠間市内に住民票を有し、市に納税すべき税について未納のない方 ②笠間陶芸大学校に在籍している方 ※賃貸物件の契約は、 <u>補助対象者本人</u> 名義に限ります。	住居の賃貸物件の家賃に対して補助する。	【補助率】 ・1 /4以内 ※1,000円未満切り捨て 【限度額】 ・10,000円/月	・賃貸借契約書の写し ・住民票の写し ・納税証明書(未納のない証明) ・在学証明書 ・その他必要書類	・領収証の写し又は支払金額の分かるもの ・その他必要書類
② 創作活動支援事業	以下のすべてに該当する方 ①笠間市内に住民票を有し、市に納税すべき税について未納のない方 ②笠間陶芸大学校に在籍している方又は笠間陶芸大学校を修了後3年未満の方 ※創業している者は対象外となります。	公募展覧会への出品料に対して補助する。	【補助率】 ・定額 ※1,000円未満切り捨て 【限度額】 ・15,000円/回	・出品料の分かる書類 ・住民票の写し ・納税証明書(未納のない証明) ・在学証明書または卒業証明書等 ・その他必要書類	・領収証等の写し ・その他必要書類
③ 創業支援事業	以下のすべてに該当する方 ①新たに笠間市内で窯業を創業する方 ②創業後、5年以上事業の継続を予定している方 ※創業後も他の事業所において、社会保険(健康保険、厚生年金等)に加入する雇用契約を締結する予定の方は対象外となります。	【建物又は土地付建物購入】 市内に住居若しくは工房として使用する建物又は土地付建物の取得に要する費用に対して補助する。	【補助率】 ・1/2以内 ※1,000円未満切り捨て 【限度額】 ・500,000円 【要 件】 ・1人1回限り	・見積書の写し ・納税証明書 (未納のない証明) ・陶歴の分かる書類 ・土地、建物の全部事項証明書 ・位置図 ・平面図 ・その他必要書類	・領収証の写し ・開業届出書又は納税地の変更に関する届出書の写し ・土地、建物の全部事項証明書の写し ・住民票の写し ・売買契約書の写し ・その他必要書類
		【設備購入】 窯、ろくろ、土練機等の設備購入費に対して補助する。		・見積書の写し ・住民票の写し ・納税証明書(未納のない証明) ・陶歴の分かる書類 ・その他必要書類	・領収証の写し ・開業届出書又は納税地の変更に関する届出書の写し ・設設置完了後の写真 ・その他必要書類
		【製作施設の修繕】 工房等の施設修繕費に対して補助する。		・見積書の写し ・住民票の写し ・納税証明書(未納のない証明) ※賃借物件の場合は、貸主分む ・陶歴の分かる書類 ・土地、建物の全部事項証明書 ・位置図 ・工事計画図 ・工事着工前の現場写真 ・同意書(様式第1号の4) ・その他必要書類	・領収証の写し ・開業届出書又は納税地の変更に関する届出書の写し ・着工前、中、後の写真 ・その他必要書類

～補助金交付までの流れ～

